

医療法人社団 朝菊会

介護老人保健施設 ケアプラザ北原

<通所リハビリテーション>

運営規程

第1章 総則

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人社団朝菊会が、介護保険法第94条の規定に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設ケアプラザ北原（以下「施設」という。）における通所リハビリテーションについて、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と利用者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第 2 条 施設は、ケアプラン及び通所リハビリテーション計画に基づき、要介護・要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

- 2, 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って通所リハビリテーションを提供するように努めるものとする。
- 3, 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 医療法人社団 朝菊会 介護老人保健施設 ケアプラザ北原

所在地 福岡県福岡市西区北原2丁目2-15

(利用定員等)

第 4 条 施設の通所リハビリテーションの実施の利用定員は次の通りとする。

利用定員（30名） 営業日及び営業時間（平日、土、祝日9：30～16：40）

※日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）は休み。

(定員の遵守)

第 5 条 施設は、利用定員を超えて通所リハビリテーションの提供を行ってならない。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 施設が、通常の事業実施の対象とし、送迎を行う地域は次の通りとする。

福岡市、糸島市

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第 7 条 施設に、次の職員を置く。

(1) 管理者	1 名
(2) 医師	1 名以上
(3) 看護職員	7 名以上
(4) 介護職員	16 名以上
(5) 理学療法士又は作業療法士	2 名以上
(6) 支援相談員	1 名以上
(7) 介護支援専門員	1 名以上
(8) 管理栄養士	1 名以上
(9) 事務職員	1 名以上

(職務の内容)

第 8 条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 管理者
理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。
- (2) 医師
管理者の命を受け、利用者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の適切な処置を講ずること。
- (3) 看護職員
管理者及び医師の指示を受けて行う利用者の看護、保健衛生及び介護に関すること。
- (4) 介護職員
管理者の命を受けて行う利用者の日常生活全般にわたる介護に関すること。
- (5) 理学療法士又は作業療法士
管理者及び医師の命を受けて行う利用者の機能訓練指導、リハビリテーションマネジメントに関すること。
- (6) 支援相談員
管理者の命を受けて行う利用者の生活相談、指導に関すること。
- (7) 介護支援専門員
管理者の命を受けて行う利用者の施設サービス計画の作成に関すること。
- (8) 管理栄養士
管理者の命を受けて行う利用者の栄養管理指導、栄養マネジメント、献立の作成、

栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

(9) 事務員

管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。

(勤務体制の確保等)

第 9 条 施設は、通所者に対し、適切な通所リハビリテーションサービスを提供することが出来るよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2, 施設は、当該施設の職員によって通所リハビリテーションサービスを提供しなければならない。ただし、通所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3, 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 通所リハビリテーションの開始及び終了

(内容及び手続の説明及び同意)

第 10 条 施設は、利用者に対し適切な通所リハビリテーションサービスの提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により通所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第 11 条 施設は、通所リハビリテーションサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定に有効期間を確かめるものとする。

2, 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、通所リハビリテーションサービスを提供するように努めるものとする。

(サービスの提供)

第 12 条 施設は、その心身状況若しくは病状により、施設において、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受ける必要があると認められる者を対象に、通所リハビリテーションを提供するものとする。

2, 施設は、正当な理由なく、通所リハビリテーションサービスの提供を拒んではならないものとする。

3, 施設は、利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。

4, 施設は、利用申込者の利用に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5, 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者

が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかについて、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員を構成員とした会議を、通所後早期及び、その後少なくとも3ヶ月ごとに実施し、協議・検討するものとする。これらの検討の経過及び結果については文書に記録するとともに、2年間保管するものとする。

- 6, 施設は、利用者の終了に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、終了後の主治医及び居宅支援事業者に対する情報の提供その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 施設は、通所リハビリテーションの利用を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者
その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 2, 施設は、通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3, 施設は、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、通所リハビリテーションの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、その申請が行われていない場合は、利用申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2, 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 施設は、通所リハビリテーションを提供した際には、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第16条 施設は、提供した通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

第4章 通所リハビリテーションの内容

(通所リハビリテーション計画の作成)

第17条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその他置かれている環境を踏まえリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2, 管理者は、通所リハビリテーション計画を作成するに当たって、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- 3, 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。
- 4, 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価をリハビリテーション記録に記載する。

(通所リハビリテーションの取扱方針)

第18条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努め、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2, 施設は、通所リハビリテーションの提供に当たって、医師の指示及び前条に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能回復維持を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。
- 3, 施設は、通所リハビリテーションの提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスの提供を行う。特に痴呆の状態のある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供が出来る体制を整えるものとする。
- 4, 施設は、通所リハビリテーションの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他通所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5, 施設は、自らその提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6, なお、通所リハビリテーション計画を作成しない場合であっても、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスの提供を行うものとする。

(衛生管理)

第19条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2, 当該施設において、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する

委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- 3, 施設は、職員について、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し研修を定期的実施することとする。また、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関しても、手順に沿った対応を行うこととする。

第5章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当する通所リハビリテーションサービスを提供した際には、利用者から別紙1に掲げる利用料の一部の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

- 2, 施設は、前項に定めるもののほか、別紙2に掲げるその他の費用の支払いを受けることができる。
- 3, 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーションサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した居宅サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第22条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用に当たっては、通所リハビリテーション計画に基づいて利用し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 施設の清潔、整頓その他の環境衛生の保持のため協力すること。
- (4) 建物、備品及び貸与品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。

ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(身上変更の届出)

第23条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに管理者に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 管理者は、災害防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密接にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(掲示)

第25条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第26条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすてはならない。

- 2, 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3, 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第27条 施設は、その提供した通所リハビリテーションサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

- 2, 施設は、その提供した居宅サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3, 施設はその提供した居宅サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第28条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等地域との交流に努めるものとする。

(緊急時の連携)

第29条 職員は、現に通所リハビリテーションの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生
じた場合その他必要な場合は、速やかに医師及び管理者に指示を仰ぎ必要な措置を講じる
とともに、必要に応じ主治の医師へ対し連絡を行うものとする。

(身体の拘束等)

第30条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わないものとする。但し、生命
又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束その
他入所者の行動を制限する事がある。この場合医師がその様態、時間、その際
の心身の状況緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

2. 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると
ともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第31条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じ
るものとする。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果
について、従業者に周知徹底を図る。

2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者
を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、
これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第32条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的
に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画
(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を
講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修

及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の連携)

第33条 施設は、通所者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、保健所、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2, 施設は、損害賠償保険に加入し、通所者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3, 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。
- 4, 施設は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しておくものとする。
- 5, 施設は、事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこととする。

(利用者に関する市町村への通知)

第34条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに通所リハビリテーションサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第35条 施設は、従業者、設備、会計及び通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
 - ア 事業日誌
 - イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
 - ウ 定款及び施設運営に必要な諸規程
 - エ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
 - オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
 - カ 重要な会議に関する書類
 - キ 防災訓練等に関する記録
- (2) 通所者に関する記録
 - ア 通所者台帳（病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの）
 - イ 居宅サービス計画書
 - ウ 診療録及び機能訓練・リハビリテーションマネジメント・療養日誌
 - エ 第11条に規定する検討の経過・結果の記録

オ 栄養ケアマネジメント・献立その他給食に関する記録

カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

ア 収支予算・決算に関する書類

イ 金銭の出納に関する書類

ウ 収入・支出に関する書類（介護報酬請求明細等）

エ 資産に関する台帳

オ 利用料に関する書類

(補則)

第36条 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附則

- 1、この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 1、この規程は、平成17年3月14日から施行する。
- 1、この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 1、この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 1、この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 1、この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 1、この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 1、この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 1、この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 1、この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 1、この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 1、この規定は、令和3年7月1日から施行する。
- 1、この規定は、令和3年8月1日から施行する。
- 1、この規定は、令和3年11月1日から施行する。
- 1、この規定は、令和6年6月1日から施行する。

個人情報利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設ケアプラザ北原では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

通所リハビリテーションの場合の利用者負担額

- 1 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分で、地域加算、サービス提供体制強化加算（I）リハビリテーション提供体制加算を含みます。
※通常規模 1割負担の方の料金

[7時間以上8時間未満]	○要介護1	853円
	○要介護2	1,001円
	○要介護3	1,151円
	○要介護4	1,327円
	○要介護5	1,499円

- * 通所リハビリテーション計画上入浴介助を行うこととなっている場合は、上記通所リハビリテーション費43円が加算されます。
- * 管理栄養士と介護職員等の多職種が連携して栄養のアセスメントを実施し、その結果を利用者又はその家族に説明し、相談に必要な応じ対応した場合には53円が加算されます。
- * 口腔機能の低下している方、又はそのおそれのある方に対し、改善のための管理が行われた場合は、159円（2回まで/月）円が加算されます。
- * 専門職種の者が協働・継続的にリハビリテーションの質を管理し、通所リハビリテーション計画、会議を行い利用者又は家族に説明し同意を得た場合
→開始月から6ヶ月以内は1月591円、6ヶ月以降は1月254円加算されます。
- * 退院（退所）から3カ月間、集中的に個別リハビリテーションを行った場合には1日につき116円加算されます。
- * 通所利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の通所者の心身状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合1日につき43円加算されます。
- * 入院され、退院するに当たり退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合、633円が加算されます。
- * 専門医から若年性認知症と診断された方が通所を利用された場合、1日につき64円が加算されます。
- * 要介護3から5であって、別に厚生労働大臣が定める状態のものに対して、医学的管理を行った場合は1日につき106円が加算されます。

(注) 別に厚生労働大臣が定める状態（イ～リのいずれかに該当する状態）

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態

- 二 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、
ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

***送迎減算**

自宅と事業所との間の送迎を行わない場合に50円減算されます。

***多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に結果を説明した場合。**

また、利用者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって必要な情報を活用した場合1月につき53円加算されます。

***介護職員処遇改善加算**

介護職員の処遇改善を行っている為、上記介護報酬の月単位合計に8.6%の料金が加算されます。

*身体状況により7時間未満の利用を行なうことも可能ですのでご相談下さい。

2 利用料

- ①食費（食材料費＋調理費相当分） 580円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ②日常生活用品費/1日（契約時に必要の有無を選択して頂き希望された場合にお支払い
いただきます。） 100円
シャンプー、石鹸、小タオル（おしぼり）、ペーパータオル、ひげ剃り
- ③理美容代 1,500～10,000円
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ④紙パンツ代

ビックパッド	1枚	36円
パッド	1枚	30円
リハビリパンツ（M～L）	1枚	65円
リハビリパンツ（L～LL）	1枚	70円
- ⑤クラブ費

手芸代	1回につき	100円
陶芸代		300円
書道代		200円

材料代がクラブ費以上の場合は、その分は実費負担となります。
- ⑥その他の費用

	＜証明書料＞	
	通所証明	1,100円
	金額証明	1月につき110円

事業所又は事業所名	介護老人保健施設 ケアプラザ北原
提供するサービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
措 置 の 概 要	
<p>1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。 <p>（電話番号） 092-807-2096 （FAX） 092-807-8029</p> <p>（担当者） 介護老人保健施設 ケアプラザ北原 相談担当 明松 末吉 犬童 砂川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記相談窓口及び処理体制について、施設内に掲げるとともに、サービス利用開始の際に利用者及び家族に文書を配付し周知を図っている。 ・苦情や高齢者虐待に関するご相談は上記以外に下記連絡先でも対応可能となっております。 <p>■福岡県国民健康保険団体連合会総務部介護保険課（介護サービス相談窓口）</p> <p>TEL：092-642-7859/FAX：092-642-7857</p> <p>■西区保健福祉センター福祉・介護保険課</p> <p>TEL：092-895-7066/FAX：092-881-5874</p> <p>■福岡市役所保健福祉局 高齢者施策推進課</p> <p>TEL：092-711-4257/FAX：092-733-5587/E-mail:sesakuishin.PHWB@city.fukuoka.lg.jp</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情があった場合は、直ちに担当者又は支援相談員が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。 ・相談担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともに、その指示を受け速やかに相談事項の処理を行う。 ・管理者が必要であると判断した場合は、検討会議（管理者を長として各職種1名以上で公正）を行う。 ・検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする（利用者に謝罪に行くなど）。 ・苦情の内容によっては、関係機関（保健所・福祉事務所等）に報告を行う。 ・必ず処理結果等を職員全員に対し朝礼等で報告するとともに、文書か回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促す。 ・記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、研修の際に活用するなど再発を防ぐために役立てる。 <p>3 その他参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から苦情が出ないようサービス提供を心がけている。 <p>（毎日朝礼等で確認、看護・介護職員等に対して月1回の研修の実施等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償等については、介護老人保健施設総合補償制度に加入し、誠意を持った対応を行う。 <p>検討会議構成員は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者（医師）、支援相談課長、介護課長、主任看護師、主任介護福祉士、作業療法士、支援相談員、介護支援専門員 	